

議案第89号

世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案
を提出する。

世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する
条例

世田谷区議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例（昭和24年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（通則）」を付する。

第2条の前に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第1項中「費用弁償として旅費」を「その出頭に要した費用の弁償として、旅費」に改め、同条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、「日当を7,000円、その他については」を削り、「昭和26年10月条例第12号」を「昭和26年10月世田谷区条例第12号」に、「とし、支給方法」を「に相当する額とし、その支給方法」に改め、同項ただし書を削る。

第4条に見出しとして「（委任）」を付する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する出頭のための旅行について適用し、同日前に出発する出頭のための旅行については、なお従前の例による。